

○青森県警察の交通反則通告実施機関の設置等に関する訓令

昭和43年 6 月12日本部訓令第14号

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和46年 3 月本部訓令第13号

昭和62年 3 月本部訓令第11号

令和 7 年10月 1 日本部訓令第13号

青森県警察の交通反則通告実施機関の設置等に関する訓令を次のように定める。

青森県警察の交通反則通告実施機関の設置等に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第 9 章反則行為に関する処理手続の特例に定める通告に関する事務（以下「通告関係事務」という。）処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(通告センターの設置)

第 2 条 通告関係事務を行うため、青森県交通反則通告センター（以下「通告センター」という。）を置く。

2 通告センターの設置場所は、青森市新町 2 丁目 3 番 1 号とする。

(通告センターの事務)

第 3 条 通告センターの事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 告知内容の審査及び是正措置に関すること。
- (2) 反則金の交付通告及び送付通告に関すること。
- (3) 仮納付した者の公示通告に関すること。
- (4) 反則金不納付事件の処理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通告関係事務に関すること。

(通告官)

第 4 条 通告センターに通告官を置く。

2 通告官は、交通部交通指導課長をもって充てる。

3 通告官は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、通告関係事務を処理するものとする。

(通告官の専決事項)

第 5 条 通告官は、通告関係事務のうち、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 法第127条第 1 項の規定による交付通告及び送付通告に関すること。
- (2) 法第129条第 2 項の規定による公示通告に関すること。

(通告補佐官等)

第 6 条 通告センターに、通告補佐官その他所要の職員を置く。

2 通告補佐官には、交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官のうちから本部長が指定するものをもって充てる。

3 第 1 項に掲げる職員は、通告官の命を受けて通告関係事務を処理するものとする。

(通告センターの表示)

第 7 条 通告センターには、その名称を表示しなければならない。

(細部事項)

第 8 条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和43年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月 1 日本部訓令第13号）

この訓令は、令和 7 年10月14日から施行する。